

## 公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、胎内都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年2月19日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

### 1 公聴会の日時

平成25年3月21日（木）午後2時から

### 2 公聴会の開催場所

胎内市新和町2番5号

胎内市産業文化会館 会議室

### 3 事案の概要

胎内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、胎内都市計画区域の、都市計画の目標、主要な都市計画の決定方針等、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。

胎内都市計画道路は、別紙「胎内都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。

### 4 素案の縦覧

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課及び胎内市地域整備課において、3月1日（金）まで縦覧に供する。

### 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

胎内市の住民

### 6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び胎内市長連名宛の書面を、公述申出先へ提出することにより行う。

### 7 公述申出期限

平成25年3月1日（金）（必着のこと。）

### 8 公述申出先及び問合せ先

(1) 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-26-9653

(2) 胎内市新和町2番10号（〒959-2693）

胎内市地域整備課都市計画住宅係

電話 0254-43-0306

### 9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

### 10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

### 11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の100名になり次第終了する。

### 12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

### 13 その他

関連する胎内市決定の都市計画の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べるができる。

# 胎内都市計画道路の変更（新潟県決定）

別紙

( ) 内は、下記を示します。

(胎内) = 胎内都市計画道路

(中条) = 中条都市計画道路

元(中条) 3・3・1号胎内上幹線道路 L=約10,740m W=23.5m  
 変更(胎内) 3・3・1号胎内上幹線道路 L=約10,740m 4車線 W=23.5m

元(中条) 3・4・4号西中央通り線 L=約4,700m W=8m  
 変更(胎内) 3・4・4号西中央通り線 L=約4,700m 2車線 W=8m

元(中条) 3・4・2号中条駅前通り線 L=約660m W=8m  
 変更(胎内) 3・4・2号中条駅前通り線 L=約660m 2車線 W=8m

元(中条) 3・4・3号本郷羽黒線 L=約1,420m W=20m  
 変更(胎内) 3・4・3号本郷羽黒線 L=約1,420m 2車線 W=20m

元(中条) 3・4・7号本町通り線 L=約1,340m W=6m  
 変更(胎内) 3・4・7号本町通り線 L=約1,340m 2車線 W=6m

元(中条) 3・2・1号般道通/号線 L=約5,570m W=30m  
 変更(胎内) 3・2・1号般道通/号線 L=約5,570m 4車線 W=30m

元(中条) 3・4・11号船戸村松浜線 L=約6,630m W=8m  
 変更(胎内) 3・4・11号船戸村松浜線 L=約6,630m 2車線 W=8m